

証明用電気計器(子メーター)に関する Q & A

Q. 子メーターとはどんなメーターですか？

A. 貸ビル・アパート等で、一括して電力会社に支払った電気料金を、各室の電気の使用量に応じて配分するために用いる電気計器を子メーターと呼んでいます。

Q. 子メーターは検定を受けなければ使用できませんか？

A. 計量法の第 16 条(使用の制限)で、次のことが禁じられています。

- (1) 検定証印又は基準適合証印が付されていないものを使用すること。
- (2) 検定証印又は基準適合証印の有効期間を経過したものを使用すること。
- (3) 変成器とともに使用する電気計器の場合、同じ合番号が付されていない変成器とともに使用すること。

したがって、子メーターは、検定又は基準適合検査に合格したもので有効期間内のものでなければ使用できません。

目的とするところは、電力会社の取引用電気計器と同様に「公平の原則」に立って、当事者間のトラブルを無くすことにあります。

Q. 有効期間は、どのように決められていますか？

A. 政令上は、変成器とともに使用するものかどうか、あるいは、電圧や電流の定格値によって規定されています。(計量法施行令第 12 条、第 18 条、別表第3)

検定に合格した月の翌月から起算して

1.電力量計

イ 定格電圧が 300V以下の電力量計は10年です。

(変成器とともに使用されるもの及びロ(2)に掲げるものを除く。)

ロ 定格電圧が 300V以下の電力量計のうち、次に掲げるものは7年です。

(1) 定格一次電流が 120A以下の変流器とともに使用されるもの

(定格一次電圧が 300Vを超える変圧器とともに使用されるものを除く。)

(2) 定格電流が 20A又は 60Aのもの(電子式のものを除く。)

(3) 電子式のもの(イ及び(1)に掲げるものを除く。)

ハ イ又はロに掲げるもの以外のものは5年です。

2.最大需要電力計は5年です。(ただし、電子式のものは7年です。)

3.無効電力量計は5年です。(ただし、電子式のものは7年です。)

Q. 有効期間はどこを見ればわかりますか？

A. 検定ラベル、適合ラベル、検定票によって表示しています。

(1) 検定ラベル又は適合ラベルの場合(単独計器)

計器のガラスカバー正面から見て左下に貼付されている直径 2cm の白地のラベルに、黒の算用数字で有効期限を表示しています。

(2) 検定票の場合(変成器付計器)

計器の正面に向って、右側の封印ネジに取り付けられているファイバ票を検定票といい、封印ネジに有効期限を算用数字で刻印しています。

Q. 子メーターを違反して使用した場合、罰則はありますか？

A. 計量法の第 172 条では「6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」とあります。

当事者間のトラブルの発生を未然に防ぐためにも、計量法を遵守されるようお願いします。

Q. 検定を受ける方法は？

A. 最寄りの電気工事店又は日本電気計器検定所に相談してください。

修理品の検定済み計器又は新品計器に取り替えることになります。

Q. 東北地区証明用電気計器対策委員会とは？

A. 子メーターの使用の適正化を図ることを目的として設置されたものであり、次の機関で構成されています。

東北経済産業局	東光東芝メーターシステムズ株式会社
東北地区計量行政協議会	東北計器工業株式会社
全国特定市計量行政協議会東北ブロック	一般財団法人東北電気保安協会
新潟県計量検定所	東北七県電気工事組合連合会
新潟市消費生活センター	一般社団法人東北電気管理技術者協会
日本電気計器検定所 東北支社	仙台ビルディング協会
東北電力ネットワーク株式会社	一般社団法人日本電設工業協会東北支部

(東北地区証明用電気計器対策委員会事務局) 日本電気計器検定所 東北支社内